

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

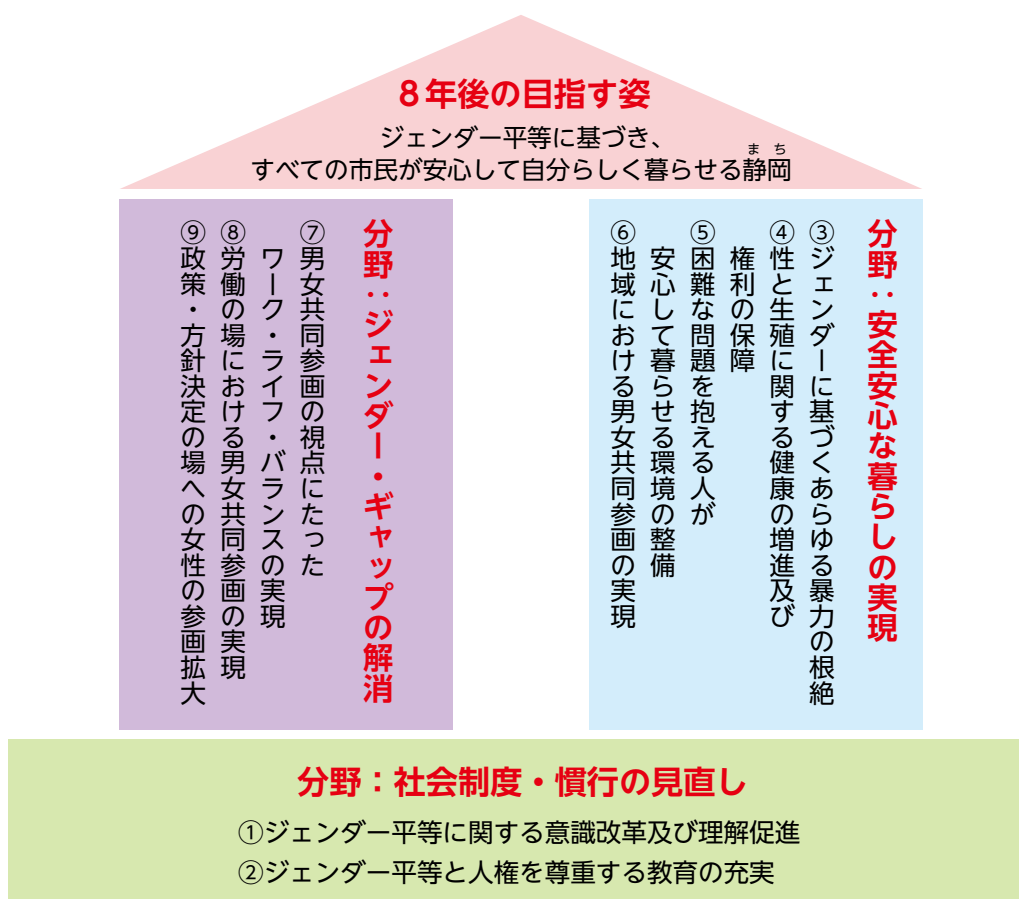
1 施策の体系

第4次静岡市男女共同参画行動計画においては、9個の目標を基本目標として設定しました。

また、これらの基本目標は、ジェンダー平等及び男女共同参画社会に不可欠の「社会制度・慣行の見直し」「安全安心な暮らしの実現」「ジェンダー・ギャップの解消」という3つの分野に整理しました。

以下の概念図のように、「社会制度・慣行」が見直され、「安全安心な暮らし」が実現し、「ジェンダー・ギャップ」が解消されることにより、「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡」へつながっていくものと考えています。

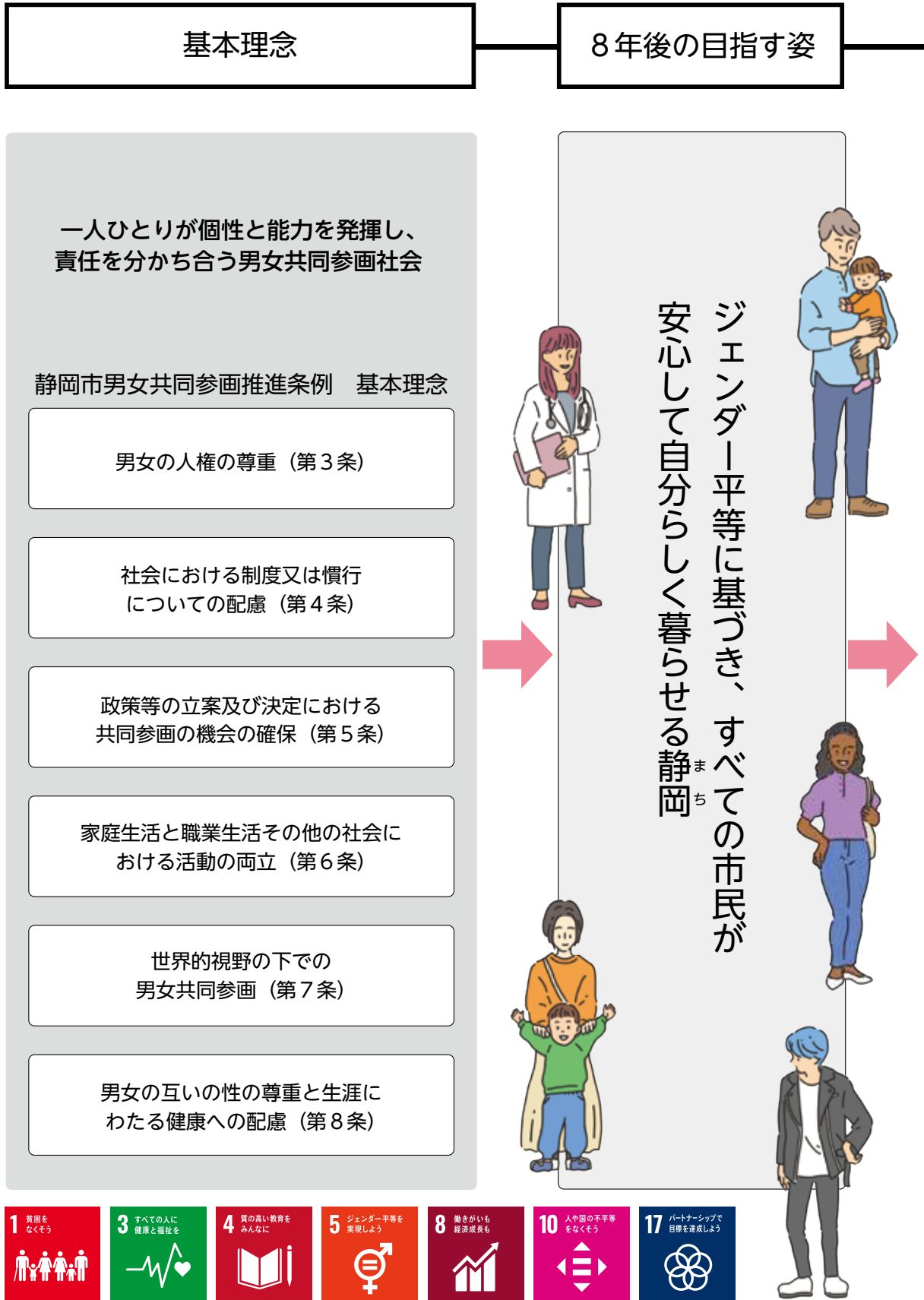
〈概念図〉



SDGsはジェンダー平等を5番目の目標として掲げ、ジェンダー平等をSDGsのいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置づけています。SDGsの実現を目指す国際社会の取組とそれを推進する本市の方針を踏まえ、本計画においては、「ジェンダー平等」という文言を基本的に使用しています。そのうえで、固定的な性別役割分担意識※を脱却し、性別を問わずすべてのひとに、等しく社会の構成員として、社会における活動に「参画する機会」を確保することがより一層求められると考えられる文脈においては、引き続き「男女共同参画」という文言を使用しています。

2 計画の体系図

第4次静岡市男女共同参画行動計画の体系



分野	基本目標	主な取組
社会制度・慣行の見直し	① ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進	(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供 (2) 固定的な性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進
	② ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 重点	(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進 (2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信 (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実
安全安心な暮らしの実現	③ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 重点 DV防止	(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備 (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実 (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備 (4) 被害者の安全確保の徹底 (5) 被害者の自立支援の充実 (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化 (7) 加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化
	④ 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障	(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援 (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進 (3) 性に関する相談体制の充実
	⑤ 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援 (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援 (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援 (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備 (5) 性的少数者への支援
	⑥ 地域における男女共同参画の実現 重点	(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進 (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進 (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進 (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
ジェンダー・ギャップの解消	⑦ 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 重点 女性活躍	(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進 (2) 男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備 (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実 (4) 多様で柔軟な働き方の推進
	⑧ 労働場における男女共同参画の実現 女性活躍	(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進 (2) 労働場におけるハラスメント防止対策の推進 (3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備 (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援 (5) 女性の就職・再就職・起業への支援 (6) 労働場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援 (7) 男性の家事・子育て・介護への参画促進
	⑨ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	(1) 市における女性職員の積極的登用 (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進 (3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進 (4) 女性の人材を育成する施策の充実

DV防止 …DV防止基本計画関連

女性活躍 …女性活躍推進計画関連

3 基本目標及び主な取組

基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

目標の方向性

ジェンダー平等の実現には、いまなお残る不平等な社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）※の解消が不可欠です。このような意識・無意識を是正し解消するため、市がジェンダー平等に関して適切な情報を収集するとともに、その情報が市民一人ひとりに等しく届くよう、年代や場面に応じた効果的な広報や啓発活動を継続して実施します。特に、男性に向けて意識啓発を幅広く進めます。

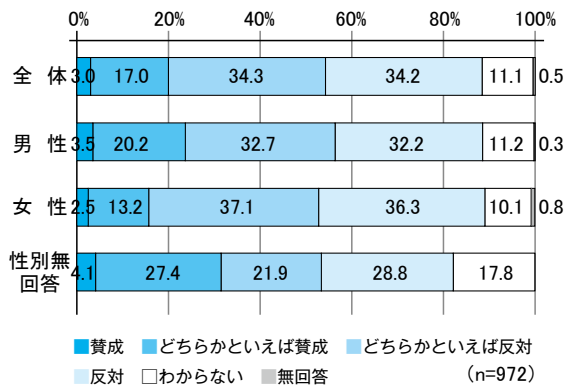
現状と課題

●「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、全体のうち否定派（反対またはどちらかといえば反対）が68.5%で、肯定派（賛成またはどちらかといえば賛成）の20.0%を大きく上回りました。このように市民の意識は変わりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアスに基づくさまざまな社会制度や慣行が今なお継承され、ジェンダー平等や男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています（図2-1）。このような意識・無意識を背景とした社会制度・慣行が、外的にまた内的に私たち個人の生き方を制約し、私たちが生きづらさを抱える要因となっている場合は少なくありません。誰もが疎外感や不安感を覚えることなく、安心して無理なく自分らしく生きられる、多様性を認め合う社会の実現に向け、当然視されてきた社会制度・慣行を見直していく必要があります。

●社会通念・慣習・しきたりにおける男女平等感について、同意識調査では全体の7割以上の人が男性優遇であると回答しています。このような回答の背景には、ジェンダー平等意識の浸透により、以前は当たり前とされてきたことが實際上男性の優遇であると認識されるようになってきたことがあると考えられます。他方で、同調査においては、男性の方が優遇されていると感じる男性は66.5%であるのに対し、そのように感じる女性は84.0%と、男女間で20ポイント近い開きがあり、ジェンダー平等意識の浸透に男女の差が見られます（図2-2）。ジェンダー平等と男女共同参画社会を実現するには、ジェンダー平等と男女共同参画に対する男性の意識啓発を進める必要があります。

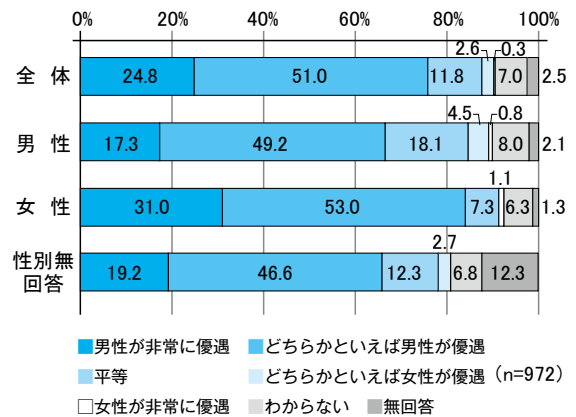
●平成27年に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、国際社会が一致して取組を進めています。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と記すとともに、5番目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げました。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」と指摘されています。本市は平成30年に内閣府から「SDGs未来都市」に、国連からアジア地域で唯一の「SDGs ハブ都市」に選定されており、また、静岡市男女共同参画推進条例第7条において、男女共同参画の推進は、「広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。」と規定していることから、本市のジェンダー平等の推進においても、SDGs及び諸外国と比較したジェンダー・ギャップを十分理解し、諸外国の水準に追いつけるよう、強力な施策を展開していく必要があります。



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-1 男女の役割を分ける固定的な考え方



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-2 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合	68.5% (R3年度)	80%	90%

主な取組

（1）ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供

静岡市のジェンダー平等を推進するため、ジェンダー平等及び男女共同参画に関する各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、分析することを通じて、本市におけるジェンダー平等及び男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

▶具体的な事業：ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施
（市民局）

（2）固定的な性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実

社会通念・慣行・しきたりの中に残る固定的な性別役割分担を解消し、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）から脱却していくため、あらゆる世代に対し、ジェンダー平等及び男女共同参画に関して様々な媒体や機会を通じて広報・啓発活動を実施します。

また、男女共同参画が実現した社会は、女性のみならず男性にもより生きやすく暮らしやすい社会であると考えられます。ジェンダー平等の観点からワーク・ライフ・バランスや生き方について考える機会を設けるなどし、男性に向けた意識啓発を行います。

▶具体的な事業：情報誌の発行や講座の実施によるジェンダー平等の啓発（市民局）
ジェンダー平等の視点をもった書籍や資料等の紹介（市民局・教育委員会事務局）
男性の家事・子育て・介護等推進のための講座の開催（市民局）

（3）ジェンダー平等に関する国際理解の推進

ジェンダー問題を国際的な視点から見つめなおすための諸外国と比較したジェンダー・ギャップに関する情報などについて、市民に対し情報誌やSNSなどを活用した啓発活動を行います。

▶具体的な事業：ジェンダー問題に関する国際的な動向の学習機会の提供（市民局）

基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 **重点**

目標の方向性

すべての人が自分の存在を肯定し、お互いのあり方を認め合い、無理なく自分らしく生きられる社会を実現するため、様々な世代に対するジェンダー平等や人権に関する教育と学習の充実を図ります。

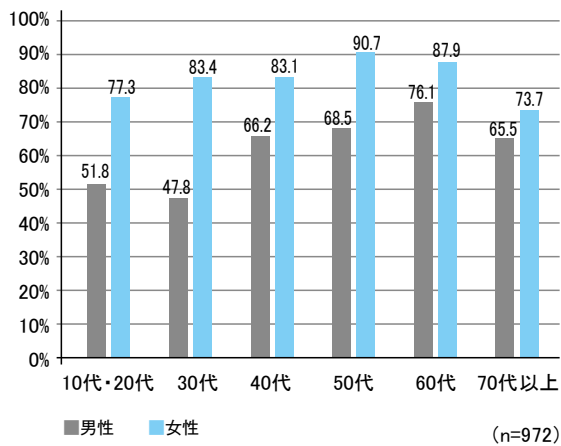
現状と課題

●ジェンダー平等の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが重要です。社会全体における男女の平等感について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、特に10～30代の男性が、他の世代よりも「男性が優遇されている」という選択肢を選んだ割合が低いことがわかりました（図2-3）。若年世代は、他の世代に比べて結婚し、家庭を作るといった実体験が少ないことから男女の格差や不平等の実態に気が付きにくいと推測されます（出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査考察）。

●公的機関による情報発信は、多くの人々の意識や価値観に強く影響を与えます。そのため、市が各種広報媒体を用いて情報を発信する際には、ジェンダー平等を含む人権に配慮する必要があります。

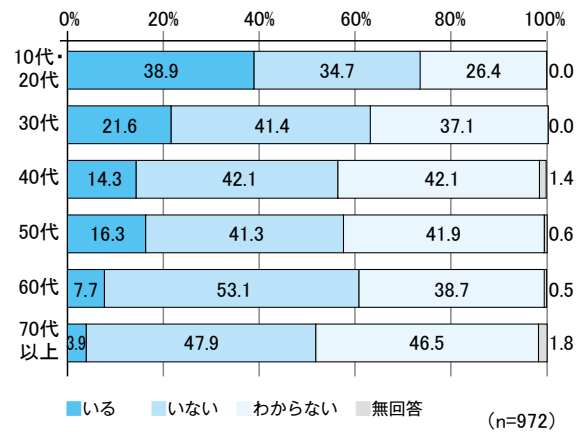
また、市民は情報の受信者であると同時に発信する立場でもあります。そのため、市民がジェンダー平等を含む人権に配慮した情報を発信できるよう、市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

●「周囲にLGBTQ※などの性的少数者の方がいるか」について質問したところ、同意識調査では、年代が上がるにつれて、「いない」と回答する方が多くなる傾向がわかりました（図2-4）。中高年以上の層は、性的少数者に関する知識や情報が以前は少なかったことから、当事者が周囲にいても気づかなかつたり、当事者が周囲にいることを想像することさえなく過ごしてきたと考えられます。性的少数者の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、人口の8.2%と言われており、私たちの身の回りにも当然に当事者がいます。誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現には、一人ひとりが多様な性のあり方※についての理解を深め、性的少数者に関わる偏見や差別をなくしていく必要があります。



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-3 男女平等意識（社会全体として）
（男性の方が非常に優遇、どちらかといえば優遇と回答した人の割合）



出典：静岡市男女共同参画課
「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-4 周囲にLGBTQなどの性的少数者がいるか

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合 ※R3年度の数值は男女共同参画に関する啓発活動の実施割合	(参考) 44.2% (R3年度)	50%	60%

主な取組

（1）幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進

固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、幼少の頃からの経験の蓄積により形成されていくと考えられます。強固に根付いた意識・無意識を払拭することは容易ではありません。そのため、幼児期や小学校などを含めた幼少期から、ジェンダー平等及び人権の尊重の視点にたった教育を推進します。

▶具体的な事業：教職員研修の充実（教育委員会事務局）

保育教諭に対する研修の充実（市民局・子ども未来局）

（2）人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実

すべての人が人権と個人としての尊厳を等しく尊重される社会の実現に向け、各世代に向けた人権に関する教育や学習の充実を図ります。

▶具体的な事業：人権の尊重に関する啓発活動の実施（市民局）

道德教育の充実（教育委員会事務局）

（3）ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信

市民や事業者に対し、ジェンダー平等や人権尊重に基づいた情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）※の向上を支援します。

▶具体的な事業：男女共同参画の視点に配慮した広報紙の作成（総務局）

青少年に対するメディア・リテラシー教育の実施（教育委員会事務局）

男女共同参画に関する職員の研修の実施（市民局）

（4）多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実

性のあり方を問わず誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現のため、性の多様性の理解を促進するための啓発や教育を、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場において実施します。

▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）

「性の多様性」に関する職員の研修の実施（市民局）

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 **重点**

目標の方向性

パートナー間で起こる暴力（Domestic Violence：DV）やセクシュアルハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）※を根絶するため、一人ひとりが正しい知識を持てるよう、幼少期からの教育・啓発を充実させて被害と加害の予防を進めるとともに、相談機関や民間団体等関係機関との連携の強化により、加害がおきた場合に迅速に対応し、再発防止を図ります。

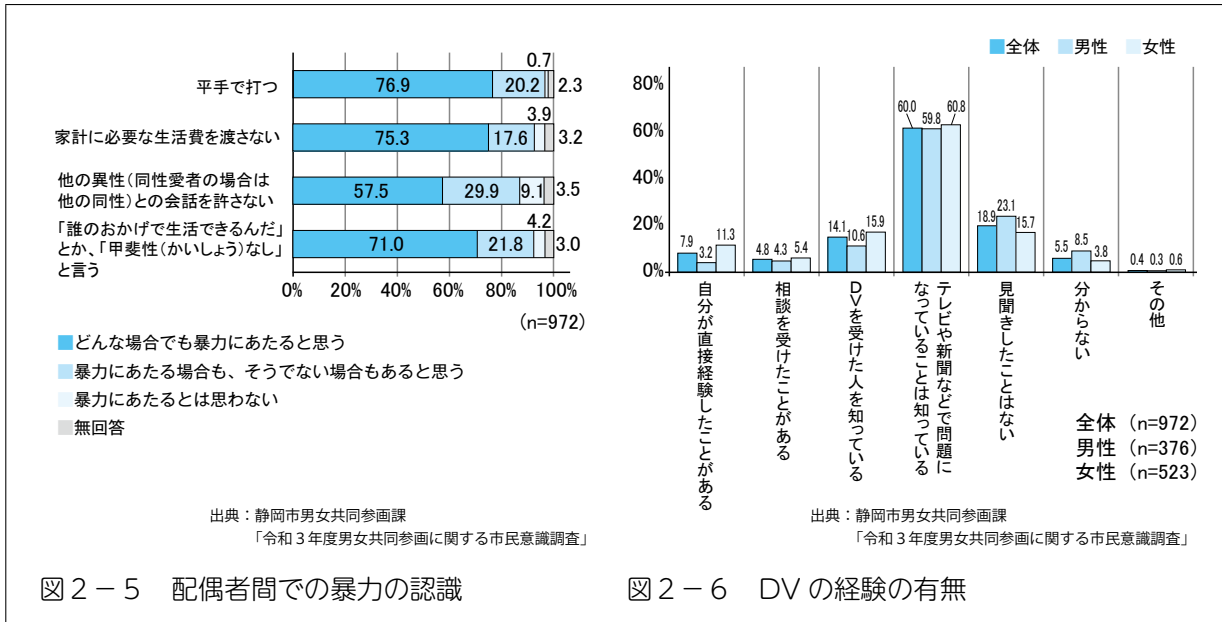
現状と課題

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、人権の侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、令和3年度に行った本市市民意識調査では、「平手で打つ」について「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」とDVかどうかの判断を迷う人が20%を超えるなど、依然として社会の理解は不十分です（図2-5）。また、コロナ禍では、静岡市女性会館相談室のDVに関する相談件数は、令和元年度は243件、令和2年度は356件、令和3年度は408件と、年々増加しています。このことから、被害者支援を充実させるとともに、被害者にも加害者にもならないよう、ジェンダーに基づく暴力について正しく理解してもらうための啓発が必要です。

●同意識調査では、回答者のうちDVについて、「自分が直接経験したことがある」人が7.9%、「相談を受けたことがある」人が4.8%、「DVを受けた人を知っている」人が14.1%いることが明らかになりました（図2-6）。被害者やその周囲の方が一人で悩むことなく相談機関を利用できるようにするために、相談窓口の効果的な情報発信が必要です。また、児童福祉の担当部署より、「暴力による誤ったコミュニケーションの萌芽は、就学前の時期から見られ、幼い頃からの誤学習の積み重ねが、やがて他者への暴力へ繋がっていくとを感じる。」といった声も上がっており、幼少期からの教育が重要です。

●DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合が多くあります。また、子ども自身に暴力を振るっていないくても、子どもの見ている前で、パートナー間で暴力を振るうことは、子どもへの心理的虐待にあたります（面前DV）。DV被害者と面前DVを含めた児童虐待被害者をあわせて支援するため、関係機関の更なる連携強化が必要です。

●これまで被害者の支援に重点が置かれていましたが、加害者がいる限り被害はなくならないという視点から、近年、DV被害者の安全を確保するのみならず、加害者に働きかけることで問題を解決するという支援の在り方が求められています。DVを含むジェンダーに基づく暴力の根絶には、被害者に対する支援のみならず、加害者を減らしていくことも不可欠です。加害を予防するための教育と啓発に加え、加害を行った者の更生支援に取り組んでいく必要があります。



成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
DV相談窓口（市役所・配偶者暴力相談支援センター）の周知度	56.7% (R3年度)	70%	90%
配偶者間における 「①身体的暴力（平手で打つ）」 「②経済的暴力（家計に必要な生活費を渡さない）」 「③社会的暴力（他の異性（同性愛者の場合は他の同性）との会話を許さない）」 「④精神的暴力（「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言う）」を暴力として認識する市民の割合	① 76.9% ② 75.3% ③ 57.5% ④ 71.0% (R3年度)	① 90% ② 80% ③ 70% ④ 80%	① 100% ② 90% ③ 80% ④ 90%

主な取組

（1）DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備

デートDVやDV等のパートナー間における暴力、児童虐待、ストーカー及びJKビジネス（※）等、ジェンダーに基づく暴力は様々な形で表れています。これらの暴力は重大な人権侵害であり、刑法その他の法令上の犯罪を構成する違法な行為であることが社会の共通認識となるよう、ジェンダーに基づく暴力の正しい理解の促進に取り組み、暴力を生み出さない社会基盤づくりを図ります。

- ▶ **具体的な事業：DV・児童虐待防止啓発運動の実施（市民局・子ども未来局）**
DV防止に関する講演会等の開催（市民局）

（2）ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実

幼少期からの包括的性教育※の実施や、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生向けのデートDV講座等を実施します。

また、若年層に向けてSNS等による情報発信を行います。

- ▶ **具体的な事業：若者を対象としたDV防止対策の実施（市民局）**
男女相互の理解と健全な人間関係の確立に関する教育（教育委員会事務局）

（3）ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備

被害者が迅速に相談でき、かつ適切な支援を受けられるように、各種支援窓口の情報を周知するとともに、それぞれの状況に応じて相談を受けられる体制の整備を図ります。

- ▶ **具体的な事業：女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）**
女性相談、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援（保健福祉長寿局）
（新）女性支援者用ガイドブックの配布（市民局）

（4）被害者の安全確保の徹底

被害者及びその子どもの安全確保を図るため、緊急時の迅速な保護に努めるとともに、さらなる被害を防ぐために被害者の情報管理を徹底します。

- ▶ **具体的な事業：緊急時における安全確保（保健福祉長寿局）**
住民票の交付等におけるDV等被害者の保護（市民局）

（5）被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者及びその子どもの自立支援のため、相談体制の充実と、生活基盤を整えるための支援を図ります。

- ▶ **具体的な事業：母子生活支援施設等への入所（子ども未来局）**

（6）被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化

DV被害者の意思を尊重した適切な支援を行うため、市の機関だけでなく、国や県、警察及び民間団体とプライバシーに配慮しながら緊密に連携してDV防止に取り組みます。また、DVと児童虐待は密接に関係することから、児童福祉、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関との連携を特に強め、適切な支援に努めます。

加えて、DV被害者が支援を求めた際に、相談した先から再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努めます。

- ▶具体的な事業：関係機関によるネットワーク構築（市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局）
職務関係者への研修（保健福祉長寿局）

（7）加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化

加害者の再発の防止や更生を支援している民間団体の情報収集を行うとともに、関係機関間の情報の周知及び連携に取り組みます。

また、加害者からの相談を受けたり、加害者プログラムを実施している民間団体の情報を、広く市民に対して周知します。

- ▶具体的な事業：（新）加害者相談機関の情報提供（市民局・保健福祉長寿局・子ども未来局）
加害者対応についての調査・研究（市民局）

**女性に対する暴力をなくす運動**

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

女性に対する暴力根絶の国際的なシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地でパープル・ライトアップが行われており、静岡市でも、静岡市役所本館「あおい塔」のライトアップを実施しています。

これには、女性に対する暴力根絶と、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージが込められています。



基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

目標の方向性

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実により、男女ともに一人ひとりが自分の健康を守り育てる意識の醸成に取り組みます。

また、女性は、月経、妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、年代に応じて変化する健康の問題に直面することから、女性が生涯を通じて健康を保持するため、こうした女性特有の健康課題に対して、心身に応じた必要なサポートを受けられるよう支援するとともに、男性も性や生殖に関する正しい知識を習得できるよう取り組みます。

現状と課題

●国立がん研究センターの「がん情報サービスのがん登録・統計」によると、令和元年の女性の部位別がん罹患率は、第1位が乳がん、第5位が子宮がんとなっています。乳がんや子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんと異なり、20代後半から罹患率が上昇し、50～60代でピークを迎えたあとに下降することから、がん検診や子宮頸がんワクチンの接種等の啓発により、若年時から健康意識を醸成する必要があります。

●女性はライフステージに応じて、月経や妊娠、出産、産前・産後うつ及び更年期等、性や生殖にかかわる様々な問題に直面します。女性特有の性や生殖の課題であっても、男性が理解を深め適切な行動をとることで解決に近づく課題も多くあることから、男性も当事者としてかかわっていくことが求められます。たとえば、不妊は男性が原因の場合も少なくありません。また更年期障害は男性も発症する可能性があり、性や生殖に関わる問題は女性だけの問題に限りません。

●望まない妊娠や出産を可能な限り避けるとともに、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるように、若い世代に妊娠や出産などに関する正しい知識を伝える取組を、男女ともに一層充実させる必要があります。また、一人ひとりのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重するため、男女の体の違いや健康に関して幼少期からの教育を進めることが重要です。

●性に関する相談窓口は、女性向け相談や男性向け相談をはじめ様々な窓口があります。誰もが気軽に相談できるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を進める必要があります。

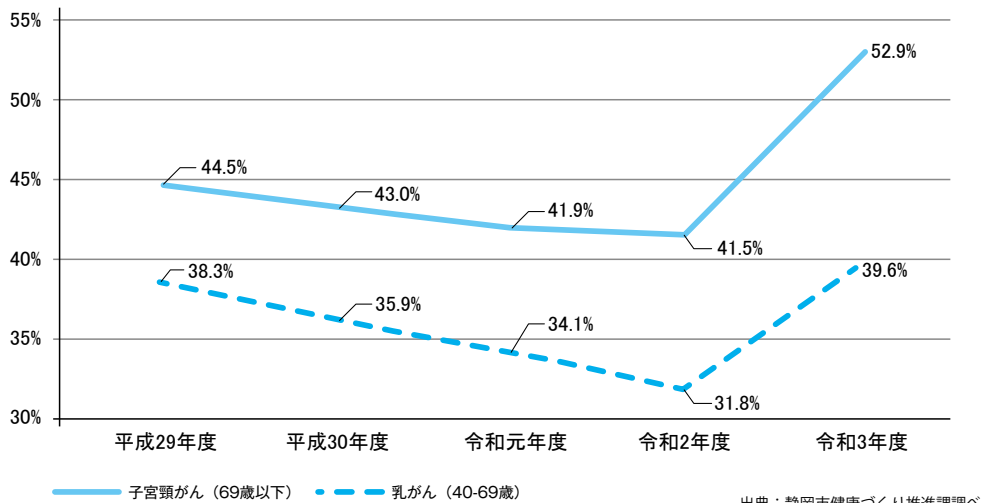


図2-7 婦人科検診の受診率

表2-1 5歳階級別 出産数、中絶数と中絶選択率（令和2年全国）

年齢	出産数 A	中絶数 B	中絶選択率 B/(A+B)%
20歳未満	6,948	10,309	59.7%
20-24歳	66,751	35,434	34.7%
25-29歳	217,804	28,622	11.6%
30-34歳	303,436	26,555	8.0%
35-39歳	196,321	25,993	11.7%
40-44歳	47,899	13,187	21.6%
45-49歳	1,624	1,319	44.8%
50歳以上	52	14	21.2%
全年齢	840,835	141,433	14.4%

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」と「人口動態調査」を加工して男女共同参画・人権政策課が作成

成果指標

項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という用語を知っている20～50代の人の割合	(参考) 静岡県： 16.7% (R3年度、全年代)	30%	50%
①子宮頸がん②乳がんの検診受診率	① 52.9% ② 39.6% (R3年度)	静岡市がん対策推進計画見直し (R5) に合わせ設定予定	静岡市がん対策推進計画見直し (R5) に合わせ設定予定

主な取組

（1）性差及びライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、ライフステージに応じて、主体的に健康の増進を図ることができるよう、健康についての知識を普及啓発し、生涯を通じた健康管理を支援します。

特に、女性はその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性に配慮し、思春期、成熟期、更年期及び高齢期など、生涯にわたり主体的に健康の保持及び増進を図ることができるよう支援を行います。

- ▶ 具体的な事業：妊産婦健康支援事業の実施（子ども未来局）
各種検診の実施（保健福祉長寿局）

（2）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育及び啓発の推進

子どもたちが、性や妊娠や出産等について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、幼少期からの意識啓発と包括的性教育に努めます。

- ▶ 具体的な事業：学校向け出前講座による性教育の実施（市民局）

（3）性に関する相談体制の充実

性に関わる様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

- ▶ 具体的な事業：女性向け・男性向け相談の実施（市民局）
子ども若者相談センターの運営（子ども未来局）
女性のための支援者養成講座の実施（市民局）
（新）男性相談員の養成（市民局）

コラム 生理の貧困

生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるという問題のことです。また、そういった知識・実態を理解していない男性・男の子が多く存在することも、近年問題になっています。

生理の貧困を解決するためには、公的機関等の働きかけや幼少期からの包括的性教育が重要です。

基本目標5 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目標の方向性

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人※といった、経済的困窮や生きづらさを抱えて生活上の困難に陥りやすい人や、性的少数者であることで偏見や差別に苦しむ人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人等に対して、それぞれが必要とする支援を見極め、取り組みます。

現状と課題

●新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や収入の減少等により、雇用状況が悪化しています。なかでも非正規雇用者は、雇用が不安定で収入が低く、特に非正規雇用のひとり親家庭等において、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。また高齢者は、年齢とともに就労機会が減少したり病気等にかかるリスクが上昇したりして、労働が困難になる場合が少なくありません。そのようなことから、母子及び父子世帯等や高齢単身者が貧困に陥りやすい状況にあります。

●静岡市の令和2年度「外国人住民アンケート2020」では、日本で生活する上での悩み事として、「日本語」と回答した人が最も多い結果となりました。誰もが安心して暮らせる環境をつくるためには、言語の壁をはじめとした、外国にルーツを持つ人特有の障壁を取り除く必要があります。

●女性で障がいのある人及び女性で外国にルーツを持つ人は、女性であることにより、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。それぞれが抱える課題に応じて、男女共同参画の視点から支援を行う必要があります。

●性の多様性に対する無理解による偏見や差別から、性的少数者は学校、職場及び地域など、生活の様々な場面で生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまうことがあります。そういった偏見や差別を解消し、困難を抱える人を支援する取組が必要です。

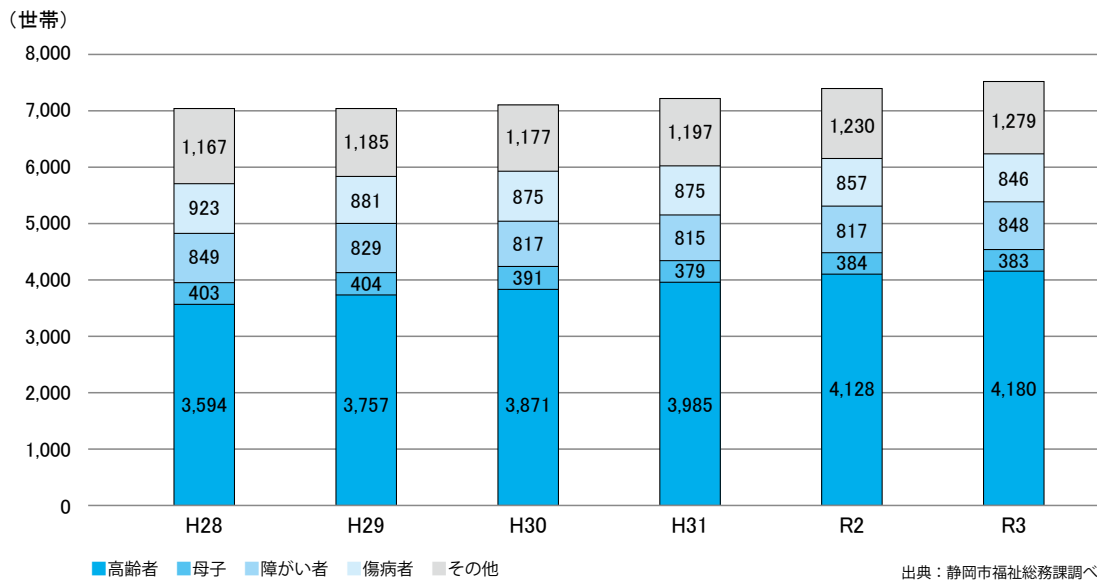


図2-8 生活保護世帯の構成推移

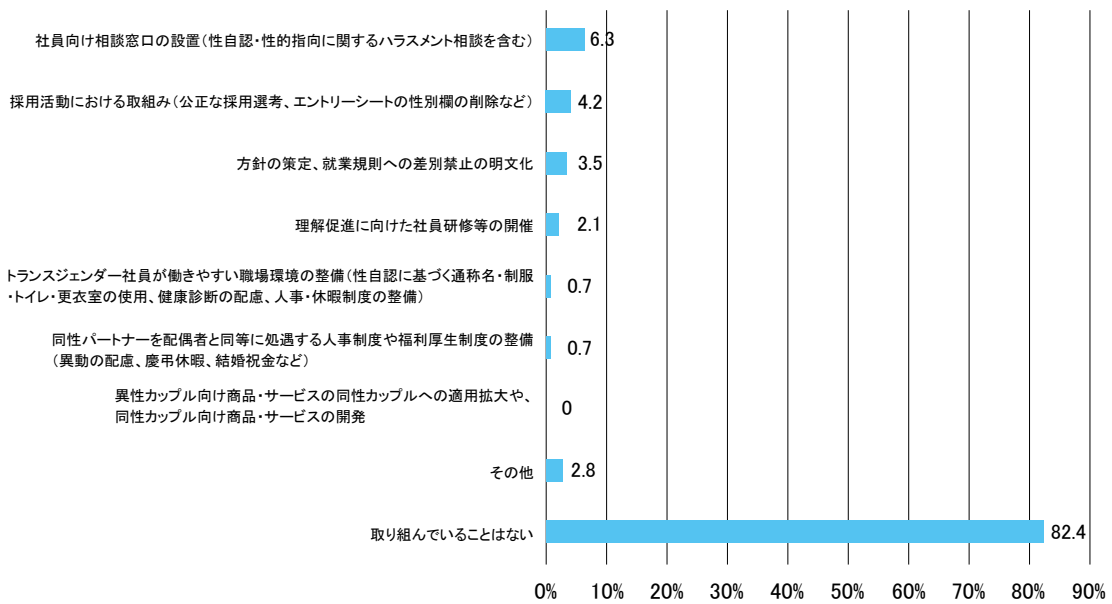


図2-9 性的少数者に対して事業所として取り組んでいること

成果指標			
項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
ひとり親家庭（①母子世帯②父子世帯）の親の非正規就業率	①51.5% ②15.0% (R2年度)	① 48% ② 12%	① 45% ② 10%
「静岡市は困難な問題を抱える人（高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など）に対する支援が充実している」と思う人の割合	令和5年度に調査予定 (参考) 「静岡市はセーフティネットが整備されているまち」だと思う人の割合 39.3% (R4年度)	調査実施後、目標値を設定	調査実施後、目標値を設定

主な取組

（1）高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労及び社会参加の促進支援を行います。

- ▶具体的な事業：地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）
障がい者就職面接会の開催（経済局）

（2）ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）への支援

ひとり親家庭の保護者や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の周知及び充実を図ります。

- ▶具体的な事業：母子父子寡婦福祉資金の貸付（子ども未来局）
母子家庭等日常生活支援事業（子ども未来局）

（3）貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している人や、孤立に悩む人に対して、安定及び安心した生活ができるよう、様々な支援を行います。

- ▶具体的な事業：不就労状態にある若者の支援（経済局）
生活困窮者等への支援（保健福祉長寿局）

（4）外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備

文化や生活習慣の違いに関わらず、外国にルーツを持つ人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境の整備を進めていきます。

- ▶具体的な事業：静岡市多文化共生総合相談センターの運営（観光交流文化局）
静岡市多文化共生協議会の開催（観光交流文化局）

（5）性的少数者への支援

性的少数者が疎外や不安を感じることなく安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する啓発に努めます。また、性的少数者の孤立及び孤独を解消し、気持ちを共有できる交流の場や相談窓口の充実などの支援に取り組みます。

さらに、パートナーシップ宣誓制度の周知及び制度の充実を図るための取組を推進します。

- ▶具体的な事業：「性の多様性」に関する啓発の実施（市民局）
性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」（市民局）

基本目標6 地域における男女共同参画の実現 **重点****目標の方向性**

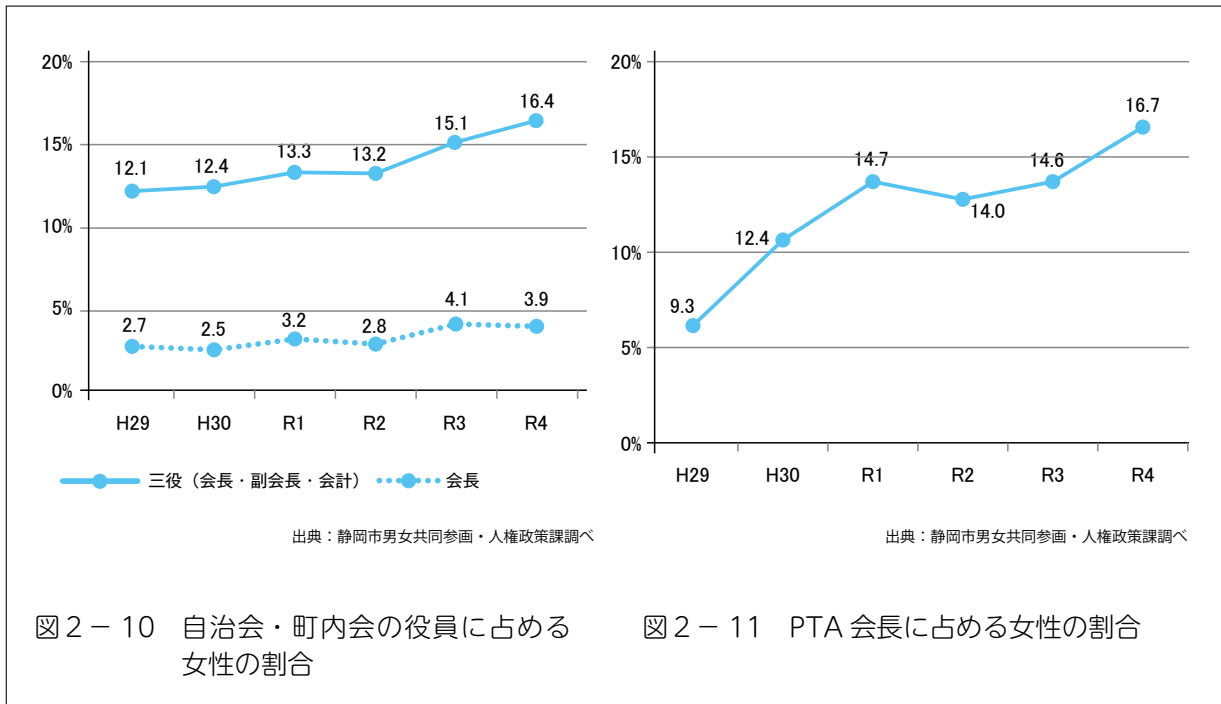
地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを構築するためには、自治会をはじめとする地域活動や地域防災に、男女共同参画の視点を取り入れ、反映していくことが不可欠です。そのため、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための取組を推進します。

現状と課題

●自治会・町内会における女性役員の割合は平成27年度の10.6%に対し、令和4年度は16.4%と上昇しています。しかし、自治会長に占める女性の割合は令和4年度でも3.9%と依然として低い状態です（図2-10）。また、PTA会長に占める女性の割合は上昇傾向にあります。令和4年度でも16.7%にとどまります（図2-11）。地域に暮らすすべての人にとって安心して暮らすことのできるまちとなるためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等により役割を固定化されることがないようにすること、そして地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが不可欠です。

●災害時には、女性や子ども、高齢者や障がいのある人など、弱い立場にある人がより大きな影響を受けます。全国で過去に起こった災害時には、女性や子どもが性被害やDV被害にあったという報告が挙がっています。また、避難所等において、性別役割分担意識により業務の負担に偏りが生じたり、性別等に応じたニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されなかったといった問題もありました。これらの問題の解消には、防災や復興の方針決定への女性の参画が不可欠です。令和4年度の地方防災会議における女性の割合は8.9%（45人中4人）にとどまります。今後、地域防災力・復興力の向上のためには、地域に男女共同参画を意識した防災体制と復興体制を確立することが必要です。

●令和3年度に行った本市市民意識調査によると、静岡市女性会館の認知度は、62.7%ですが、10代、20代では29.2%となっており、若い世代への情報発信が必要です。また、同調査によると、「女性のための相談や居場所づくり、多様な生き方や働く上で役立つセミナーの開催」を静岡市女性会館に期待しているとの意見が示されています。次世代を担う若年層には、学校への出前講座や探究学習、職場体験等の学校との連携を強化して、認知度を高めるとともに、市民ニーズや時代の要請をいち早くとらえ、事業を実施していく必要があります。



成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
自治会・町内会の役員に占める女性の割合	16.4% (R4年度)	20%	20% 以上

主な取組

（1）地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進

自治会・町内会やPTAなどの地域活動や、地域課題解決に取り組むNPO・ボランティア団体等の市民活動が、男女共同参画の視点をもって展開されていくよう、地域や諸団体が行っている取組を支援し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を広く発信し共有します。

- ▶具体的な事業：市民活動センターにおける市民活動支援（市民局）
市民活動に関する情報の提供（市民局）

（2）地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性人材の育成や女性のリーダーシップの発揮を支援するとともに、幅広い年齢層の女性が参画しやすい地域団体づくりを推進します。

- ▶具体的な事業：地域団体役員への男女共同参画の理解促進（市民局）
地域における男女共同参画講座の開催（市民局）

（3）男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性・障がいのある人・乳児・高齢者・外国にルーツを持つ人・性的少数者等多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供や女性の防災リーダーの育成に努めます。

- ▶具体的な事業：男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等に関する出前講座の実施（危機管理総室、市民局）

（4）男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

静岡市女性会館は、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、相談事業によって女性を取り巻く課題をいち早くとらえ、それらの課題解決につながる各種講座企画運営や情報収集・発信、女性の居場所づくりなど、女性を支援する事業を推進する。また、災害時の女性支援の拠点として、災害対応を行う組織・団体との連携強化及び地域におけるリーダーの人材育成やネットワークの構築などに努めます。

- ▶具体的な事業：静岡市女性会館における講座・講演会の開催（市民局）
多様で複合的な困難を抱える男女への支援（市民局）
女性向け相談の実施（電話相談・法律相談など）（市民局）（再掲）

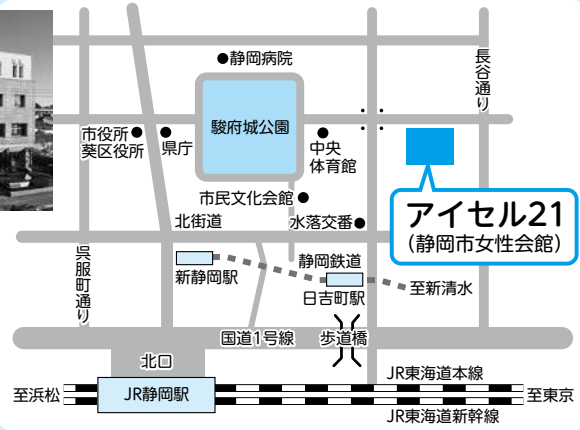
アイセル21 静岡市女性会館



所在地 静岡市葵区東草深町3番18号
開館時間 9:00～21:30
休館日 第2・4月曜日・12月28日～1月4日

TEL 054-248-7330

さまざまな講座やイベントを開催しています。
図書コーナーもあります。相談の受付は別表のとおり。



(別表)

相談内容	相談日時	ところ（問合せ）
女性のための総合相談 家族関係・夫婦の問題、その他人間関係 など女性の悩みに関する相談	火・水・金 9:00～13:00 14:00～17:00 木 14:00～20:00 土 10:00～13:00	静岡市女性会館 ☎ 248-1234
女性のための法律相談 女性をとりまく法律問題に関する 弁護士相談	第1土曜・第3木曜日 14:00～17:00 ※予約制	静岡市女性会館 ☎ 248-1234
にじいろ電話相談 セクシュアリティや性別の違和などに 関する電話相談	第2土曜日 14:00～17:00	静岡市女性会館 ☎ 248-2216



静岡市女性会館図書コーナー



ジェンダー川柳



アイセル女性カレッジ



理工チャレンジ

基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現 **重点**

目標の方向性

誰もが生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と家庭生活や地域活動等のワーク・ライフ・バランスを実現しうる環境整備を推進します。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を推進するとともに、多様なニーズに応じた子育て支援策・介護支援策の充実を図ります。

さらに、事業者に対して男女共同参画に関する情報提供やその啓発を進め、長時間労働の削減や、男性の家事・子育て・介護への参画促進に向けた、職場における経営陣・管理職・従業員への意識改革を推進します。

現状と課題

●女性が職業を持つことに対する意識について、本市市民意識調査では、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答した割合が低下する一方で、「子どもができて、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が年々上昇し、令和3年度の調査では過半数を超えました（図2-12）。一方、女性が仕事を続けていく上で必要なこととして、令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、「配偶者やパートナーの家事・育児参加」や「育児・介護休業制度の整備や利用促進」に加え、「女性が働くことへの管理職や男性従業員の理解」や「能力や実績の正当な評価」が必要であるとの意見が示されています。女性が継続的に職業を持ち続けるには、家事・育児・介護における課題に加え、労働の場のこれらの課題について解決が必要です。

●男性の生活における優先度について、令和3年度に行った同意識調査の結果では、「『仕事』と『家庭』を優先したい」と感じているにも関わらず、実際には「仕事」の優先を強いられている男性が多いことがわかりました（図2-13）。また、10～30代の若年層の男性は、特にその傾向が強く、「『仕事』を優先したい」と感じている人の割合は0%で、「『家庭』を優先したい」と感じている人の割合が最も高くなりました（図2-14）。男性が「家庭」にも十分に参画していくには、職場の経営陣や管理職等の意識改革を推進していく必要があります。

●同意識調査によると、男性の「育児休業」や「介護休業」取得に肯定的な考え方をもち人は、78.1%と約8割になっています。実際の男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、静岡県における育児休業取得率は13.7%（令和3年度）です（図2-15）。また女性の取得者のうち、約9割が6か月以上の取得期間であるのに対し、男性の取得期間は約8割が1か月未満にとどまります（図2-16）。より多くの男性の育児・介護休業取得につながるよう、意識の改革と環境の整備が不可欠です。

●総務省「就業構造基本調査」（平成29年度）によると、年間就業日数が200日以上正規雇用労働者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合は、静岡市では女性が3.4%に対して男性が14.8%、49時間以上の者の割合では、女性が12.1%に対して男性が35.6%となっています。男性の家事・子育て・介護への参画を進めるためには、長時間労働の是正を含む環境整備が不可欠です。

●令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日には育児・介護の環境整備の義務化やパート・アルバイトなどの有期雇用労働者の休業取得要件が緩和されたほか、同年10月1日からは、産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されたり、育児休業の分割取得が可能になりました。本市に在住する夫婦で夫が働いている世帯のうち、妻も働いている共働き夫婦の割合は71.8%（令和2年国勢調査）です。そのうち、6歳未満の子どもがいる割合は、16.8%（令和2年国勢調査）です。また、65歳以上の高齢者の割合は、30.7%（令和4年1月1日現在）と政令指定都市の中でも2番目に高い状況です。今後、超高齢社会の進展に伴い介護に要する時間のさらなる増加が見込まれるため、仕事と子育てのみならず、仕事と介護の両立に向けた環境づくりは喫緊の課題です。

●本市の平成25年（2013年）以降の保育所等の待機児童数は、平成26年（2014年）をピークに減少し続けて、平成30年以降は、0人となっています。一方、平成25年以降の放課後児童クラブの入会児童数は令和4年度で微減となっているものの、令和3年度まで年々増加しており、放課後児童クラブの待機児童数は、令和4年度時点で30人となっています（図2-17）。労働の場における男女共同参画を実現するには、保育所等のみならず放課後児童クラブ等の待機児童の解消が不可欠であり、放課後児童クラブや放課後子ども教室等を充実させる必要があります。

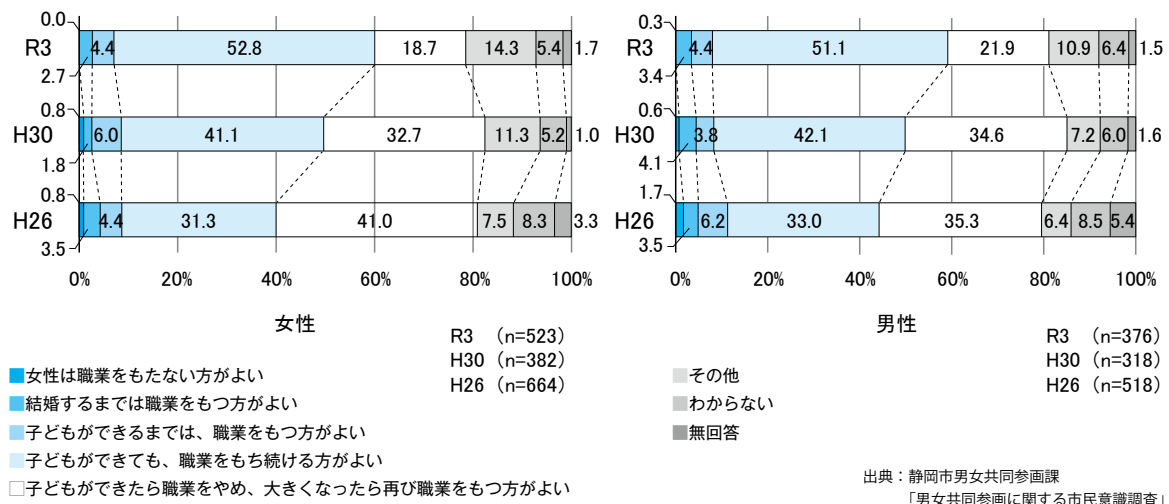


図2-12 女性が職業を持つことに対する意識の変化

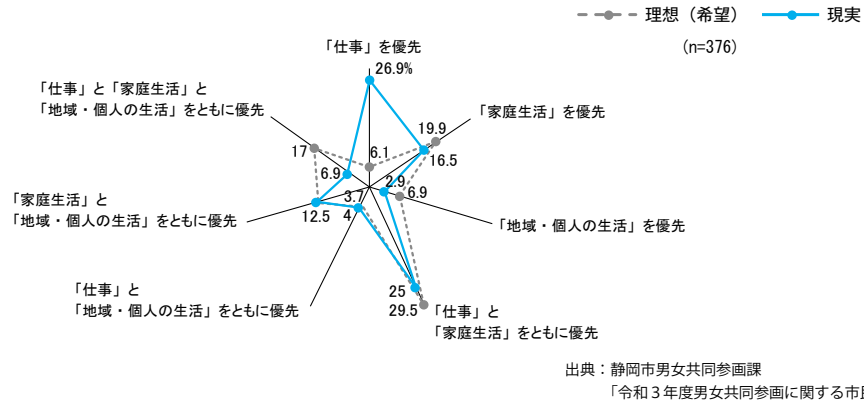


図2-13 生活における優先度の理想と現実（男性）

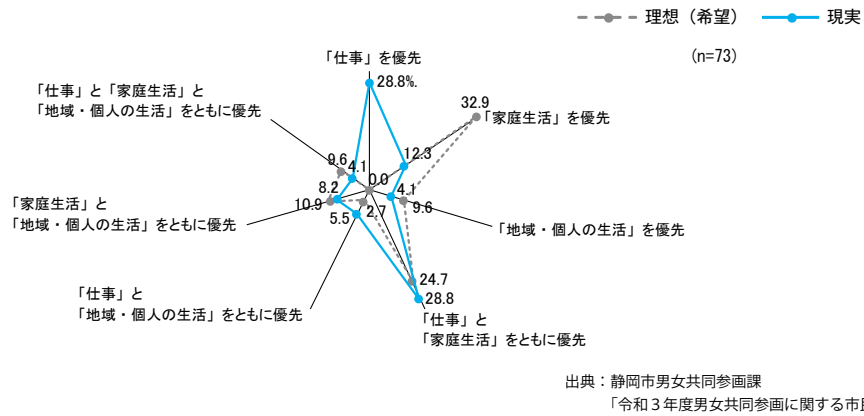


図2-14 生活における優先度の理想と現実（男性 10～30代）

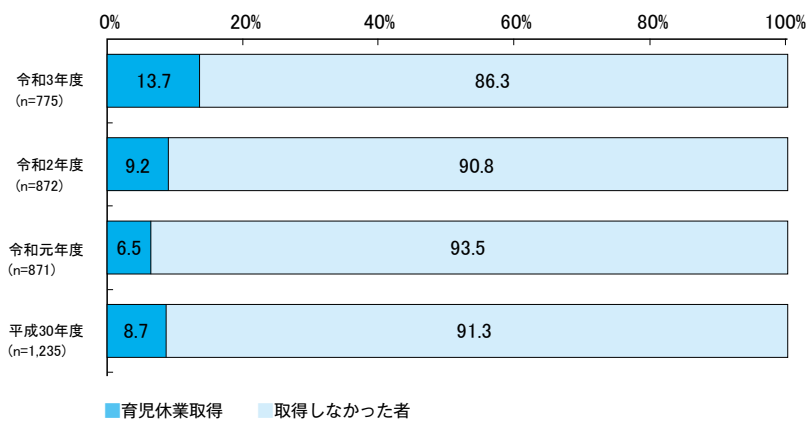
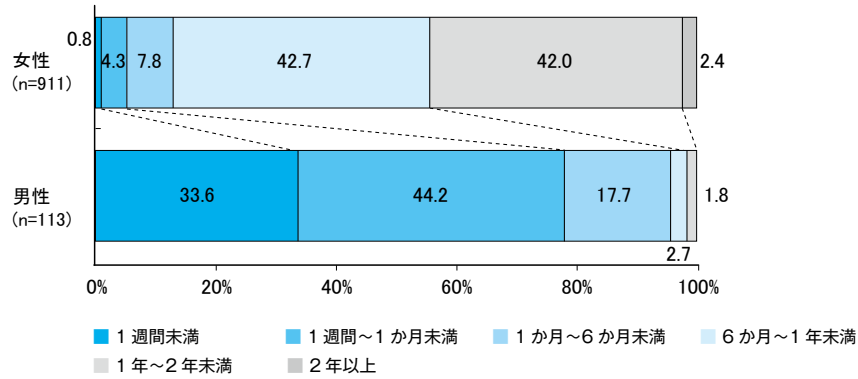
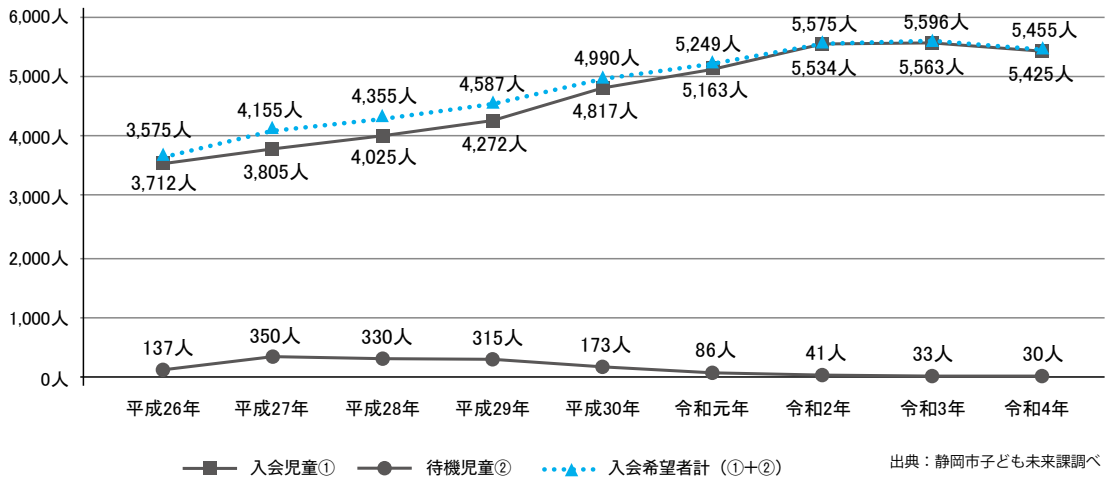


図2-15 男性の育児休業の取得率（静岡県、経年）



出典：静岡県雇用管理状況調査（R3）

図2-16 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に育児休業を取得していた人の取得期間（静岡県）



出典：静岡市子ども未来課調べ

図2-17 放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移

* 令和4年度より利用可能なクラブがあるにもかかわらず特定のクラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している児童は除いている。

成果指標			
項目	現状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
週就業時間 50 時間以上の雇用者の割合	男性: 35.6% 女性: 12.1% 男女計: 26.5% (H29年度) 参考値: 49時間以上	男女計: 20%	男女計: 20% 以下

主な取組

（1）男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進

男性が家事・子育て・介護に取り組むには、職場における上司や周囲の理解が必要であるため、経営陣・管理職へ重点的に男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めるとともに、事業者に対して国の両立支援等助成金を紹介するなどにより、事業者による男女共同参画に基づく職場環境づくりを推進します。

また、性別による待遇の差を埋めるため、男女共同参画の必要性に関する経営陣や管理職の意識を改革する取組を推進します。

▶具体的な事業：ダイバーシティ経営推進講演会開催（経済局）

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）

（2）男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備

男性の家事・子育て・介護への参画を促進するため、事業者及び個人に対し仕事と生活の両立に関する情報・取組事例等を提供し、男性の家事・子育て・介護への参画や育児休業等の取得に対する社会的な機運を醸成するとともに、男性に対する育児・介護等を理由とする不利益な取扱いや、事業者における育児・介護休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進します。

▶具体的な事業：父親向けハンドブックの作成・配布（子ども未来局）

企業・団体を対象とした出前講座の実施（市民局）（再掲）

（3）多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

子育て・介護の都合で仕事を一時的に辞めざるを得ない状況に陥らないようにするため、子育て・介護について多様なニーズを把握し、それに応じた支援の構築に努めます。また、保育所等について引き続き待機児童ゼロを達成していくとともに、放課後児童クラブ等の待機児童の解消や、放課後児童クラブや放課後子ども教室といった小学生に関わる支援を充実させていくことについて検討します。

子育てや介護の孤立感、負担感や不安を解消し、安心して子育てや介護ができるようにするため、には、子育てや介護を地域で見守り、支えていく体制を構築し、妊娠・出産、子育て・介護について、経済的な支援や医療面でのサポートなどを切れ目なく行えるよう環境を整えます。

▶具体的な事業：ファミリー・サポート・センター事業の実施の運営（子ども未来局）

地域包括支援センターによる総合相談等の実施（保健福祉長寿局）

（4）多様で柔軟な働き方の推進

子育てや介護を含む人生の様々な状況において、働きたい人が働き続けられるように、在宅勤務、時間単位の有給休暇の取得、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方を推進します。また、事業者等に多様で柔軟な働き方の取組事例を紹介するとともに、それらの取組を支援する制度等について情報発信を行います。

▶具体的な事業：多様な人材の活躍応援事業所表彰及び取組の見える化（経済局）

基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現

目標の方向性

働くことを希望するすべての人が、差別的取扱いや嫌がらせを受けることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性や能力を十分に発揮することができるよう支援します。

現状と課題

●職場における男女平等意識について、令和3年度に行った本市市民意識調査によると、男性優遇と考える人の割合は49.0%、女性優遇と考える人の割合は4.6%、男女平等と考える人の割合は28.1%でした。この背景には、育児などで一度退職した女性が、子育てとの両立のために非正規雇用を選ばざるを得ない環境にあることや、男女の賃金格差が依然として大きい状況があります。内閣府の男女共同参画白書によれば、令和3年の男性の一般労働者の給与水準を100としたときの女性の一般労働者の給与水準は75.2となっています。

出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、25～34歳の女性の就業率は上昇傾向にあります（M字カーブの解消）、女性の非正規雇用労働者の割合は高く（P7図1-8参照）、25～29歳をピークに正規雇用労働者の割合が低下しています（L字カーブ）（P6図1-6、1-7参照）。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の待遇面の格差の一因になっており、非正規雇用労働者が希望に応じて正規雇用労働者に転換できるよう推進していく取組が必要です。

●令和2年6月に職場におけるハラスメント対策関連法が改正・施行され、ハラスメント防止対策が強化されました。令和3年度に行った本市女性の労働実態調査では、職場でハラスメント等を経験した、あるいは見たり、聞いたりした際、「特に行動はしなかった」と回答した人が半数（53.6%）にのぼっています。特に行動がなされなかった背景には、何をしても解決にならないといった諦めがあると考えられます。このような状況を改善するには、事業者が積極的にハラスメント対策に取り組むことが不可欠です。

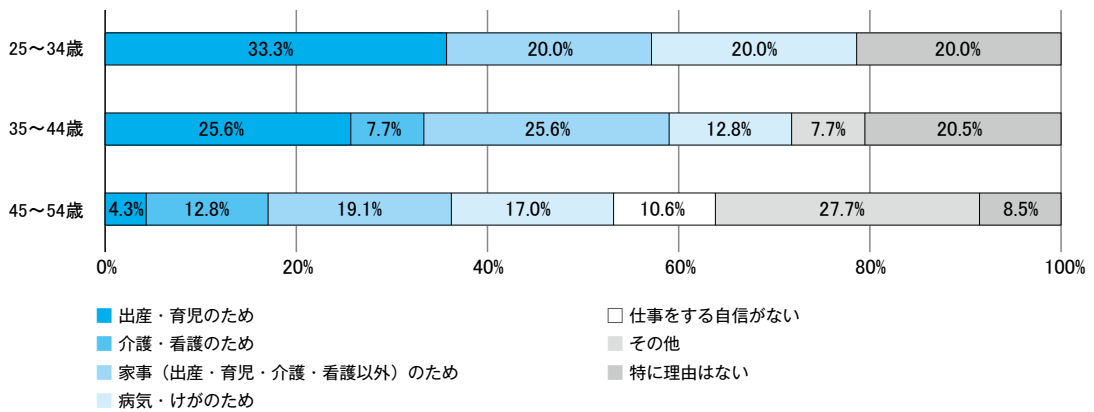
●生産と生活の場を同じくする家族経営が多い自営業の分野においては、その従事者である女性の果たしている役割が適正に評価されにくく、仕事と家事等の両方で負担が大きくなっています。

また、経営に関しては、主に男性が中心となってきた慣行があります。自営業における男女共同参画の実現にはより一層の取組が必要です。

●本市の25～54歳の女性無業者における就業希望者は61.9%と、全国の55.8%、静岡県の57.8%と比較しても高くなっていますが、そのうち、実際の求職者は35.5%にとどまります。非求職者が求職しない理由として、「出産・育児のため」「家事のため」と答えた人の割合が高くなっています（図2-18）。そのため、女性の就職・再就職支援には、子育てや介護等に関わる女性の負担を軽減する取組が必要です。

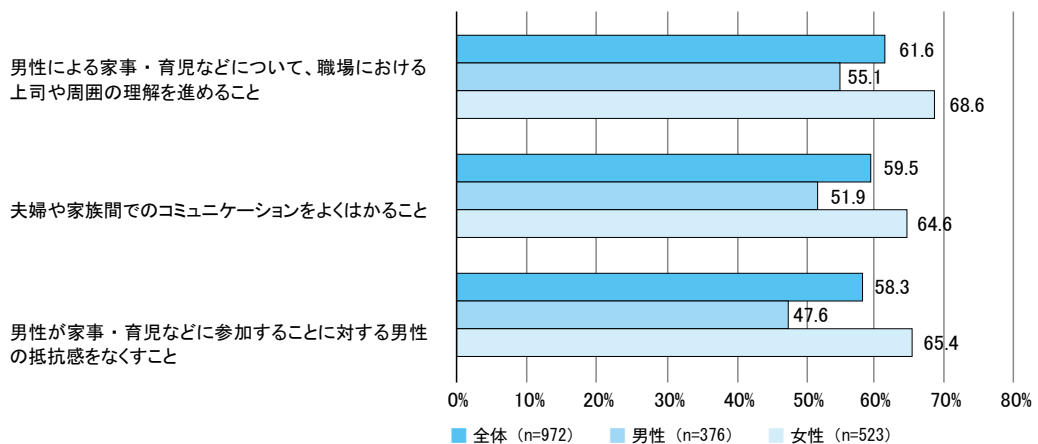
●同意識調査においては、家事時間の平均が、既婚男性 1 時間45分に対し、既婚女性は 5 時間24分となっています。平成30年度と令和3年度の調査結果を比較すると、令和3年度の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて男女ともに在宅勤務が普及したためか、家事時間は男女共に増えたものの、男女による家事負担の割合はほぼ変わらず、家事時間には依然として大きな男女差があります。特に子育ての中心的な世代である30代では、既婚男性平均 1 時間50分に対し、既婚女性が平均 7 時間24分と 4 倍近い差がある状況です。労働の場における男女共同参画を実現するため、男性の家事・子育て・介護への参画促進の取組が引き続き求められています。

●同意識調査では、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加していくために必要なこととして、「男性の家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすこと」と回答した方の割合が、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」や「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」に次いで上位に入りました（図2-19）。社会生活において、男性が家事・子育てなどに参加しにくい雰囲気を変える取組により、男性の抵抗感を減らしていくことが求められます。



出典：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査結果」

図2-18 25～54歳の女性無業者における非求職者の非求職理由



出典：静岡市男女共同参画課「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図2-19 今後、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加していくために必要なこと（上位3項目）

成果指標			
項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
25～44歳女性の有業率	77.3% (H29年度)	83%	85%

主な取組

（1）雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進

募集・採用や配置・昇進などの雇用の場において、労働者が性別により差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会と公正な待遇が確保されるよう努めます。

▶具体的な事業：労働実態調査（市民局・経済局）

（2）労働の場におけるハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づくジェンダーハラスメント等を防止するため、事業者への啓発を進めます。

また、ハラスメントが生じた際の対応策として、ハラスメント対策のための相談窓口設置が義務づけられたことを事業者へ周知するほか、被害者が利用できる外部相談窓口を市民に向けて周知します。

▶具体的な事業：静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動（建設局）

労働問題や再就職に関する相談の実施（経済局）

（3）農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備

家族経営における固定的な性別役割分担によって、労働・家事・子育て・介護等の負担が女性に集中する傾向があるため、女性の処遇改善に向けた啓発や、女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。

▶具体的な事業：家族経営協定※の締結促進（経済局）

地場産業後継者育成事業の実施（経済局）

（4）非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援

企業等に対してキャリアアップ助成金等を周知するとともに、非正規雇用労働者の能力開発を支援して、非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換を推進します。

また、非正規雇用を選択したとしても、雇用の安定や待遇が改善されるよう、非正規雇用労働者及び事業者に対し、パートタイム・有期雇用労働法や非正規雇用労働者の育児・介護休業の法制度の内容について周知し、法令が遵守されるよう注視します。

▶具体的な事業：（新）企業等に対するキャリアアップ助成金等の周知（市民局・経済局）

（新）非正規雇用労働者に対する法制度に関する周知（市民局・経済局）

（5）女性の就職・再就職・起業への支援

女性の経済的自立を支援すべく、就職や再就職を希望する女性を対象に相談や学習の機会の提供、職業紹介を実施します。また、男女共同参画の視点を理解したうえで、希望に応じた働き方が選択できるよう、多様なロールモデルを可視化したり、就職・再就職希望者のニーズに応じた支援を行います。

▶具体的な事業：女性の就労を支援する学習機会の提供（市民局）

（6）労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援

働く場において、女性が能力を発揮できるよう、ロールモデルの紹介や、働く女性同士の交流の場を設け、ネットワークづくりを支援します。

▶具体的な事業：建設業で活躍したい女性への支援（建設局）

育休復帰支援講座（ママきらっ☆カフェ）の実施（子ども未来局）

（7）男性の家事・子育て・介護への参画促進

女性に偏った家事・子育て・介護の負担を軽減するため、男性に向けた家事・子育てのノウハウやロールモデルなどの情報の発信、父親同士の交流の機会を設けることなどにより、男性の家事・子育て・介護への参画を阻む固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行等の見直しに取り組みます。

また、男性も家事・子育て・介護に携わることを前提に、イベント・事業の企画をすることや、男性トイレへのベビーベッドの設置等、男性が子育て等に参画しやすくなるインフラの整備を検討します。

▶具体的な事業：子育てパパトーク事業の実施（子ども未来局）

男性の家事・子育て・介護等推進のための講座の開催（市民局）（再掲）

基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

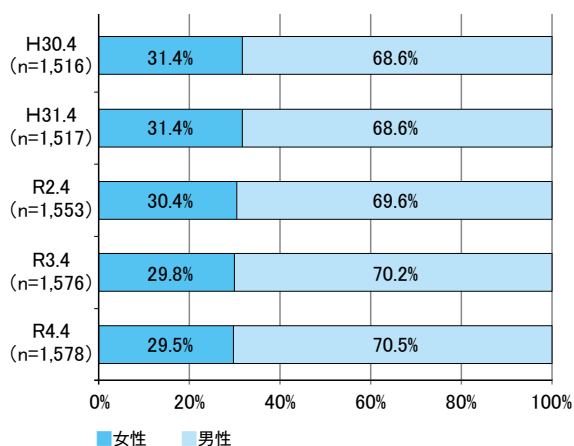
目標の方向性

持続可能な社会の実現には、政策・方針決定において多様な視点を取り込むことが不可欠です。そのため、市の政策・方針決定や、事業者及びさまざまな団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定に、女性が参画できるよう、女性の登用を積極的に進めます。

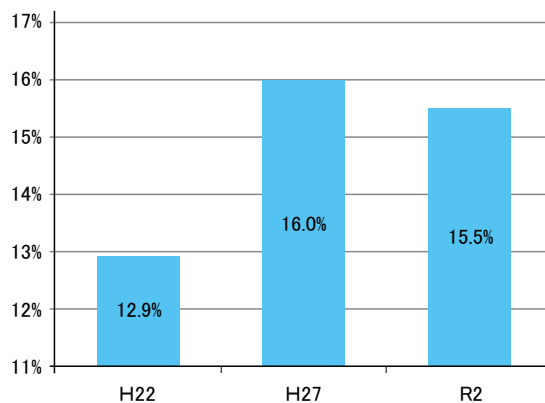
現状と課題

●市の審議会等の女性委員の割合は、第3次男女共同参画行動計画期間中40%を目標としていましたが、令和4年4月現在で、29.5%と依然として低い状況にあります（図2-20）。また、市議会の女性議員割合も令和4年8月現在6.3%となっています。様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において女性の参画は十分に進んでいません。

●管理的職業従事者に占める女性の割合も、令和2年度の国勢調査で15.5%となっており、まだまだ女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です（図2-21）。こういったことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、企業等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。



出典：男女共同参画・人権政策課調べ



出典：総務省「国勢調査」

図2-20 市の審議会委員に占める女性の割合

図2-21 管理的職業従事者に占める女性の割合

成果指標

項目	現 状	中間目標値 (R8)	目標値 (R12)
市の審議会等における女性委員の割合	29.5% (R4年度)	40%	40% 以上
管理的職業従事者に占める女性の割合	15.5% (R2年度)	30%	30% 以上

主な取組

(1) 市における女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職への積極的登用を進めていくとともに、研修の充実などにより女性が管理職を目指しやすい環境づくりを継続して進めます。

- ▶ 具体的な事業：女性職員の管理職・監督職への登用促進（総務局）
女性教員の管理職への登用促進（教育委員会事務局）

(2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理するとともに、各審議会の委員構成の見直しや充て職の要件の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用を進めます。

- ▶ 具体的な事業：市審議会等への女性の参画促進（全部局）
審議会等への女性の登用状況調査（市民局）

(3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進

事業者における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の周知をするほか、根強く残る固定的な性別役割分担意識を払しょくし、誰でもリーダーを目指しやすい環境とするため、アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発等を行います。

- ▶ 具体的な事業：女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定（経済局）
男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入検討（財政局、建設局）

(4) 女性の人材を育成する施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な能力を養成するため、学習機会や情報提供の充実に努めます。

- ▶ 具体的な事業：女性のための支援者養成講座の実施（市民局）（再掲）
女性学級の実施（市民局）